

福崎町告示第3号の2

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき福崎農業振興地域整備計画を変更(用途区分変更)したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により告示する。

なお、当該変更後の福崎農業振興地域計画書は福崎町役場内農林振興課において縦覧に供する。

農用地区域での用途区分変更の内容

土地の所在、地番	面積 m^2 () 変更面積	登記 地目	現況 地目	変更後 の用途
福崎町西田原字東保喜山 368 番 2	1,453 m^2 (120.16 m^2)	田	田	農機具収納 施設
施設の規模	農業用倉庫 軽量鉄骨 面積 25.88 m^2			
用途区分変更の理由	農機具収納施設を建設するに当たり、申請地以外に 適当な土地が無く、また申請者の作業効率及び経営農地の総合的な利用に効率がよいため。			

令和7年1月17日

福崎町長 尾崎 吉晴

